

国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会ワーキングチーム（個別ヒアリング）
指定都市市長会 議事要旨

1. 日 時 令和6年10月21日（月）10:30～11:30

2. 場 所 オンライン開催

3. 出席者

(1) ヒアリング対象者 指定都市市長会（堺市）

中井 忠 堺市 ICT イノベーション推進室

(2) ワーキングチームメンバー

永富 直樹 山口県総合企画部長

（代理 総合企画部デジタル推進局 田中局長）

伊藤 正樹 愛知県一宮市総務部長

深澤 文仁 秋田県美郷町企画財政課長

浦上 哲朗 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

折田 裕幸 内閣官房デジタル行財政改革会議事務局参事官

吉浜 隆雄 デジタル庁統括官付参事官

向井 ちほみ デジタル庁統括官付参事官付企画官

犬丸 淳 総務省自治行政局住民制度課長

（代理 地域 DX 推進室 服部補佐）

4. 議事概要

<事前に送付した質問事項について、指定都市市長会（堺市）より説明。>

※「→」はワーキングチームメンバー発言

①今後の共通化の議論の参考にしたいため御伺いします。一般的に、指定都市は他の市町村と異なり、業務の執行方法やシステムの状況にどのような特徴がありますか。

（行政区）

- ・ 指定都市には、行政区があるという特徴がある。市民からの窓口が行政区になっていることが多い。各行政区単位で事務処理が行われ、本庁が行政区単位で統計を取ることや執行状況をモニタリングする必要がある。また、各区長に事務委任されて各区長名で処分通知等の書類を発出することもある。そのため、アクセスコントロールを細かく設定することや、データベースの中に区を区別するフラグを立てる必要がある。総じて、通常のシステムよりも、2層の形となっているのが特徴ではないか。

（処理件数の多さ）

- ・ 指定都市は、処理件数が多いという特徴がある。そのため、たとえば、オンライン入力よりも、バッチ処理が多いので、バッチに適したシステムになっている。また、申請受付後の処理状況のステータス管理を付けている場合が多い。

(権限移譲)

- ・ 指定都市は、都道府県から権限委譲を受けているものがある。各自治体によって、業務の範囲が多少異なっている場合や自治体が制度拡充をしている場合があり、指定都市ならではの独自システムや機能がある場合がある。
- 指定都市として都道府県の事務を、制度的に移譲を受けている事務や、条例による事務処理特例により移譲を受けている事務について、都道府県と指定都市が同じシステムを共有している事例があれば、今後の参考になるかもしれない。
- 都道府県と同じ事務をやっている、独自の施策をやっていることもよくあると聞いている。また、指定都市は、都道府県よりも規模が大きいところもあり、また、情報化を独自に進められて有名などころもあり、そういった団体の状況をよく聞く必要があるのではないかな。

(指定都市要件)

- ・ 以上のような指定都市特有の事情があるため、中小規模の自治体に適した汎用的なシステムでは、指定都市が求める要件（いわゆる「指定都市要件」）を満たさない可能性がある。20業務の標準化の始まった当初は、指定都市要件というのが満たされないことが多かった。
- 20業務の標準化において、指定都市要件は、指定都市はそれぞれ多様な中で、どのように決めたのか。
- ・ デジタル庁から照会を頂き、幹事市が取りまとめをした。
- 20業務以外で動きはあるか。
- ・ まだないが、共通化について多くの市が意識しはじめている状況ではないか。

(対応できるベンダーが限られている)

- ・ 指定都市のシステムは、規模も大きいので、開発のベンダーが限られてしまう点も特徴としてある。指定都市要件がオプションとなると、結局実装されないことになってしまうこともあるので、必須機能として頂く必要があると思っている。
- 開発ベンダーが限られてしまう原因は何か、お考えはあるか。
- ・ 指定都市は行政区があり、その成り立ちからくる原因が1つある。システムの中には古くから行政区ごとに開発してきたものもあり、区ごとでもシステムが違っている場合もある。それは、区がそれぞれ工夫をしてきたものだが、結果として、新しいベンダーが参入しにくい状況になってしまった。第2に、指定都市は規模が大きいのでトラフィックも大きいことがある。バッチ処理だけでなく、メモリー等のハード面も含めて一定のノウハウが必要。ベンダーにとっては、経験が不足していると、大きなリスクとなってしまう。さらに、指定都市は20しかなく、中規模の市町村の商圏が大きいので、指定都市での経験を積んだとしても、あまり売れる商品がない、ということも聞く。
- 指定都市にとって必須だが他の市町村にとって必須ではないようなものを必須機能とした場合、SaaSがオーバースペックになるのではないかな、という議論もあるが、どう考えるかな。

- 地方自治体は、人口規模に応じてそれぞれ違うので、指定都市や中核市のような大きな規模に合わせてしまうと、どうしても町村にとってはオーバースペックになるシステムが多いのではないかと。そういう意味で、利用の選択という観点も必要ではないかと。
- ・ 指定都市要件には、2種類ある。行政区は指定都市固有の問題なので、この点を必須にするのは難しい。ただ、データベースに区のフラグを入れる点については、オプションにした方が大変なので対応する選択はあるだろう。一方で、効率性が高まる観点から入れている指定都市要件は、他の自治体にとっても効率的になる可能性が高いので、必須機能にさせていただく方がよいのではないかと。
- これまで、大阪市と堺市や、大阪府内の市町村、堺市周辺の市町村との間で、システムの共同利用や共同調達をしたことがあるかと。
- ・ 堺市とすればパッケージ利用が増えてきているので、共同利用や共同調達はより一定の許容性が高まってくると思われる。その際は、事務の見直し（B P R）が必要となってくるだろう。
- ・ 1つの例としては、消防の指令システムがある。堺市のシステムを他市にお貸しする状況となっている。おそらく市によってはオーバースペックが若干あると思うが、独自で導入するよりも安価であったり、費用負担で工夫をしたり、事務委託と併せて導入する等の工夫をすることで、規模が大きいところの市町村が入れているシステムをみなさんが使ってもらおうということはある。

②令和6年度共通化の対象候補案の選定結果やそのプロセスについて、指定都市市長会としてどのような御意見がありますか。

- ・ 標準化の対象となる20業務に密接に関連する業務については、20業務の標準化にあわせてどう対応するかが課題。すでに標準システムに移行しているシステムに関しては、密接に関連する業務システムについても何らかし当てをしている、手当てを始めている、ないし手当てを済ませている状況。他方で、指定都市の場合は移行困難システムが多いので、その点も勘案する必要がある。20業務の標準化と密接関連業務システムの共通化を一緒にできるものや先行して共通化を進めてもいいもの、既に手当済みなので後から共通化をやりたいもの等、様々な意向があるだろう。その状況は各団体において多様なので、逐次自治体に情報共有いただきたい。
- 多くの自治体は、密接関連の業務システムを止められないので、まずは手当をしてから共通化を検討したい、という意向を持っていると感じていたが、標準化と一緒に進めたいというのはどのような場合が考えられるか。
- ・ データ連携しているだけならば、当該部分だけのシステム改修なので問題はないと思うが、密接関連システムが、20業務システムとワンパッケージになっている場合は、大きな改修になるので、もし間に合うのであれば先行又は同時に対応したい、という考えもあるのではないかと。
- ・ 現在、ベンダーのリソース不足が深刻。標準化もままならない上に、指定都市は移行困難システムを多く抱えている状況。共通化が本格的に始まったときに、ベンダーのリソー

スがひっ迫しないようにしないといけない。そのため、移行困難システム含めて標準化の進捗を見ながら、共通化の進捗は上手に管理していただきたい。特に、標準化のように同時期に導入しましょうということは避けていただきたい。

- ・ システムの対象候補の選定においては、一連の業務過程中の一部分だけを示すのではなく、後々の手戻りがないように、全体の最適化を考える必要がある。
- ・ 繰り返しになるが、効率性の面から設定されている指定都市要件は、必須にしていきたい。当該機能は必要ないところは利用しないという方策もとれると考えられるので、その点をご考慮いただきたい。

③令和6年度共通化の対象候補案が候補と決定された場合、制度所管府省庁が推進方針案を作成することになりますが、その際、指定都市市長会として留意してほしい事項はありますか。また、指定都市市長会として、どのような協力が可能ですか。

- ・ 制度所管省庁にお任せではなく、内閣官房・デジタル庁・総務省が、制度所管省庁の対応が共通化の趣旨に沿っているか確認しながら、全体グリップをしていただきたい。例えば、20業務の標準化において、指定都市要件が固まった後に、各省庁と調整をしたが、省庁によって温度差があった。

→ 20業務の標準化における指定都市要件の見直しについては、一昨年度、昨年度実施し、堺市をはじめ指定都市の皆さんにご協力いただいた。なかなか皆さんが満足することが必ずしもいかないところもあったかと思うが、デジタル庁として、制度所管省庁とのやり取りも頑張らせていただいたところ。デジタル庁としても課題であるということは認識しているので、引き続き協力をお願いしたい。

- ・ システム利用開始時期だけは柔軟に選択できるようにしていきたい。
- ・ 共通化システムに自治体の事務の実情に即した機能を実装していきたい。できれば、独自対応の機能は、違うシステムで対応することになると、手間が大きくなるので、当該機能も載せられるようにしていきたい。
- ・ これまで独自に運用してきたシステムの実態を確認いただきながら、必要な機能については必須機能に実装いただき、その費用面や技術面における国の対応を、市と一緒に協力させていただきながらやらせていただきたい。
- ・ 共通化のシステム開発にあたっては、実態や現場の運用をよく聞いていただきながら、対応いただきたい。ヒアリングへの対応ももちろん協力をさせていただきたい。また、国が、申請者サイドのヒアリングを行いたい場合についても、その仲介を協力する等、実情を踏まえるための取組みで、市ができることは、様々なご協力をさせていただきたい。

→ ぜひよろしくお願いしたい。

以上